

令和2年5月8日

計画相談支援事業所 様

東大阪市福祉部障害者支援室  
障害福祉認定給付課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者への相談支援の実施等について（第2報）

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」が示されました。

これまでの国等の事務連絡を踏まえ、本市における取扱いは下記のとおりといたします。ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本取扱い等は、現時点での国等の事務連絡を踏まえ実施するものです。本取扱い等は、令和2年2月25日以降から適用とし、それ以前については本取扱い等の適用とはなりません。この本通知は、これまでの取扱い（第1報）をまとめたものであり、下線部が新規、追加、修正等の箇所です。

## 記

### 1 計画相談支援事業（計画相談支援）について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、自宅等で生活する障害者に対して、生活状況等の積極的な把握により必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス等の具体的な支援措置につなげるよう計画相談支援の対応をお願いいたします。また、計画相談支援事業者と障害福祉サービス等事業者の連携により適切なサービス提供につながるような配慮をお願いいたします。

#### （1）サービス利用支援の取扱いについて

十分な感染防止対策を前提として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）に定める第15条第2項に定めるとおりの取扱いとします。

特に、同条同項第6号に定めるアセスメントに当たって、居宅等への訪問は、利用者及びその家族との間の信頼関係、協働関係の構築や、生活全般の状態、解決すべき課題の把握のために重要です。電話等による対応を行う場合は、事前に利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、居宅等への訪問が可能となった際には、モニタリング実施月でない場合であっても居宅等への訪

間に努めてください。

また、同条同項第11号に定めるサービス担当者会議については、ICT等の活用によって特定の会場に集まらずに開催する方法や各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。

(2) 継続サービス利用支援の取扱いについて

十分な感染防止対策を前提として、基準第15条第3項に定めるとおりの取扱いとします。

ただし、同条同項第2号のモニタリングに当たっては、利用者及び家族等の同意の上、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とします。また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合について、継続サービス利用支援費として算定可能とします。

基本単位の継続サービス利用支援費（Ⅰ）及び（Ⅱ）を区分するための取扱件数について、モニタリング実施月でない月に実施したモニタリングは、取扱件数に含めないことを可能といたします。

(3) サービス等利用計画案、サービス等利用計画及びモニタリング報告書（継続サービス利用支援）（以下、「サービス等利用計画案等」という。）の取扱いについて

サービス等利用計画案等については、基準第15条に定めるとおりの取扱いとします。

ただし、上記（1）、（2）の対応により、サービス等利用計画案等にある利用者同意署名欄への署名を得ることが難しい場合は、①同意を得た日時、②同意を得た利用者又は家族の氏名、③同意を得た手段（電話等）、を利用者同意署名欄へ記載することで可といたします。必要に応じて、市から記載内容を確認させていただく場合がございます。後日、利用者同意署名欄に署名をいただいたサービス等利用計画案等の改めでの再提出は不要です。

(4) 適用期間

本取扱いについては、令和2年2月25日から緊急事態措置を実施すべき期間の終期までの暫定的な対応とします。

## 2 その他

- ・本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、他市の担当部署へご確認ください。
- ・本取扱いは、あくまで新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いですのでご注意ください。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日厚生労働省事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日付け厚生労働省事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）（令和2年4月28日付け厚生労働省事務連絡）

(問い合わせ先)

〒577-0809

東大阪市荒本北一丁目1番1号

障害福祉認定給付課

電 話 : 06-4309-3184 (直通)

F A X : 06-4309-3813

(参考)

○基準と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、「解釈通知」という。）の対応関係（関係箇所抜粋）

基準	解釈通知
<p>(指定計画相談支援の具体的取扱方針)</p> <p>第十五条 指定計画相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>二 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p> <p>2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成</p>	<p>(11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）</p> <p>利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実施状況の把握などの指定計画相談支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。</p> <p>① 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等（第1項第1号）</p> <p>指定特定相談支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。</p> <p>② 指定計画相談支援の基本的留意点（第1項第2号）</p> <p>指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p> <p>③ サービス等利用計画作成の基本理念（第2項第1号）</p> <p>サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。</p>

<p>に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。</p> <p>二 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p> <p>三 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>四 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。</p>	<p>④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第2項第2号）</p> <p>利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。</p> <p>⑤ 総合的なサービス等利用計画の作成（第2項第3号）</p> <p>サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。</p> <p>⑥ 利用者等によるサービスの選択（第2項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。</p> <p>特に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に</p>
---	---

<p>五 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下この項及び第三十条第二項第二号口において「アセスメント」という。）を行わなければならない。</p> <p>六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用を希望する者に係るサービス等利用計画案の作成に当たっては、利用者ができる限り病院の敷地外である地域生活に移行することが可能となるよう、当該地域移行支援型ホームの利用のほかに、当該者が地域生活に移行可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを当該者に提示するように努めなければならない。</p> <p>⑦ アセスメントの実施（第2項第5号）</p> <p>サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。</p> <p>アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。</p> <p>なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑧ アセスメントにおける留意点（第2項第6号）</p> <p>相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。</p>
---	--

<p>七 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。</p>	<p>⑨ サービス等利用計画案の作成（第2項第7号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。</p> <p>なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。</p>
<p>八 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第五条第八項に定める短期入所（以下「短期入所」という。）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなければならない。</p>	<p>⑩ 短期入所のサービス等利用計画案への位置付け（第2項第8号）</p> <p>短期入所は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定計画相談支援を行う相談支援専門員は、短期入所を位置付けるサービス等利用計画案の作成に当たって、利用者にとって短期入所が在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものである。この場合において、短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。</p> <p>従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の</p>

<p>九 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第十九条第一項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>十 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。</p>	<p>意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合において、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能である。</p> <p>⑪ 日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援について</p> <p>指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の種類の指定共同生活援助よりも短く3月間としているので留意すること。</p> <p>また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、併せて留意すること。</p> <p>⑫ サービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第9号）</p> <p>サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。</p> <p>なお、利用者への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。</p> <p>⑬ サービス等利用計画案の交付（第2項第10号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。</p>
---	---

<p>十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議という。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。</p> <p>十二 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>十三 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者</p>	<p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑭ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第11号）</p> <p>相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、支給決定又は地域相談支援給付決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第12条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）第8条において、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑮ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第9号と同様に第11号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なければならない。</p> <p>⑯ サービス等利用計画の交付（第2項第13号）</p> <p>相談支援専門員は、第11号のサービス担当者会議</p>
--	--

<p>等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第二号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二項第二号二において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p>	<p>を踏まえたサービス等利用計画案について、第12号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑰ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号）</p> <p>指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p> <p>なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者により直接サービスを提供する福祉サービス事業を行う者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。</p>
---	---

<p>二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。</p>	<p>⑱ モニタリングの実施（第3項第2号）</p> <p>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
<p>三 前項第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p>	<p>⑲ サービス等利用計画の変更（第3項第3号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第11号から第13号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。</p> <p>ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p>
<p>四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p>	<p>⑳ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p>
<p>五 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うもの</p>	<p>㉑ 指定障害者支援施設等との連携（第3項第5号）</p> <p>相談支援専門員は、指定障害者障害施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設</p>

とする。

等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。